

## 港湾運送事業者に対する行政処分について

近畿運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政処分を行った。

事業者					違反事項		行政処分事項	
港湾名	事業者名	住所	業種	事業の種類 (事業の内容)	違反概要	該当条項	行政処分	行政処分年月 日
大阪港	有限会社丸徳 海運	大阪市大正区小 林西2丁目9番4 号	港湾運送 事業	はしけ運送事業	港湾運送事業 の休廃止の届 出違反	港湾運送事業 法第20条	許可の取消処 分	令和7年1月 17日

【担当課】

海事振興部 貨物・港運課 港運係

TEL : 06-6949-6417